

**米国関連資料**

**特許出願ファミリー内で複数の特許出願を優先権主張の基礎とする場合に  
留意すべき興味深い訓戒が示された CAFC 判決**

2018年05月21日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

**1. はじめに**

正しく優先権主張が行われた場合、先にファイルされた特許出願に記載された発明の主題であって、後にファイルされた特許出願にも記載された発明の主題の優先日は、先にファイルされた特許出願の出願日となります。先の優先日と実際の出願日との間に介在する日付の参考文献を後の特許出願の先行技術から除外することができることが、先の優先日を有することのメリットの一つです。また、優先権主張に基づいて、上記日付の参考文献を先行技術から除外することによって、特許クレーム発明の範囲が制限されるプロセキューション履歴禁反言の法理が適用されることから免れます。

このような状況下で、最近、米国特許出願において、特許出願ファミリー内で複数の特許出願を優先権主張の基礎とする場合に、留意すべき興味深い訓戒が示された判決が CAFC によって下されました。この CAFC 判例およびその関連の CAFC 判例について、以下に詳細に説明します。

**【全 5 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。